

赤磐市男女共同参画基本計画 概要版

ひとゆめみらい
参画でつくる
みんなのしあわせ



令和4年3月
赤磐市

計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「すべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」と定義されています。“参画”とは、単に参加するというだけでなく、積極的に意思決定に加わるということを意味しています。

本市では、平成29(2017)年に、「第3次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定するなど、これまで、女性団体をはじめとする地域団体の協力を得ながら、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

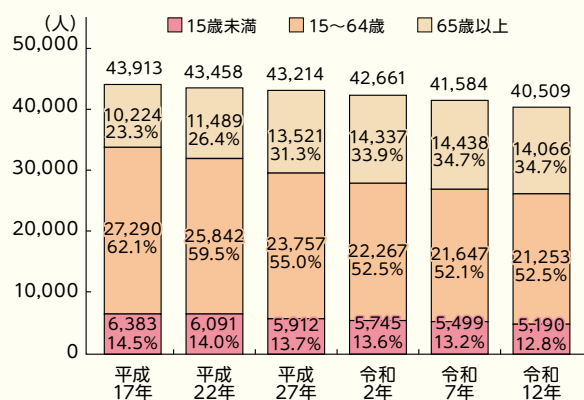
しかしながら、社会情勢の変化や新たな課題にも対応するために、「第4次赤磐市男女共同参画基本計画」を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

赤磐市の現状

● 少子高齢化の進展

本市における年齢3区分別人口の推移を見ると、65歳未満の人口が減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口は増加を続けていることが分かります。

少子化は、子育てに対する漠然とした不安や仕事と育児の両立の難しさ、子育てや教育に係る経済的負担など、多くの要因が複雑に作用するなかで個人の人生設計が制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。その中で、家庭生活での男女間の役割分担の偏りを原因とした、子育てに対する孤独感も無視することはできません。



資料：国勢調査

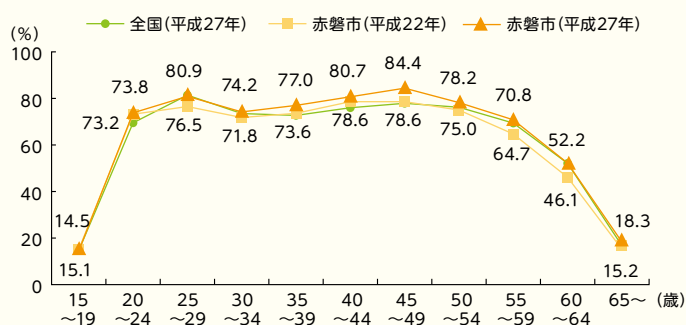
● 経済状況及び就業構造の変化

全国の統計データを見ると、M字カーブの傾向が未だ見られますが、本市においてはこれが解消されつつあることが分かります。

しかしながら、女性が子育て期にキャリアを中断せざるを得ない状況は依然として存在していることも事実です。それは、男女の賃金格差につながりかねません。

雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取り組みが必要です。



資料：国勢調査

コラム

赤磐市の小中学校における男女平等教育

以前、出席番号は男女別で男子が先、女子が後というものがありました。しかし、今は「男女混合名簿」となり、それが当たり前になっています。学校生活の中では、男女関係なく「～さん」で統一して呼ぶようにしている小中学校が多くなっています。

子どもたちに確かな人権意識・男女共同参画意識を育んでいくために、教職員の人権意識・男女共同参画意識の高揚は欠かすことができません。「女子は○○だ」「男子は○○だ」という決めつけはないか？「男の子だから…」「女の子だから…」といった偏った発言をしていないか？子どもたちの発言で「女のくせに…」「男のくせに…」といったものに対して敏感になっているか？などなど。「大人の態度・意識を子は学ぶ」と言われます。学校において、子どもたちにとっての最大の人的環境は、教職員なのです。

赤磐市の小学校においては、学級活動や保健指導などの時間で具体的な指導を行っています。例えば、自分らしく（その人らしく）、性別にとらわれず自他のよさを認め、よりよい人間関係づくりをしようとする心情や態度が育つようにしています。また、「学級生活が豊かになる係活動を考えよう」では、今まで性別を意識して係活動の役割分担を決めていなかったかを振り返り、性別にとらわれず係活動を考えるという新しい観点を取り入れて実践している学校もあります。

赤磐市の中学校においては、生徒会役員における女子生徒の割合が高く、中には生徒会長が女子生徒の学校もあります。また、どの中学校も行事等で男女関係なく、一人ひとりがいきいきと活動しています。その他にも、多様性を尊重する意図をもって、「ジェンダーレス制服(性差を感じさせない制服)」を導入している中学校もあります。

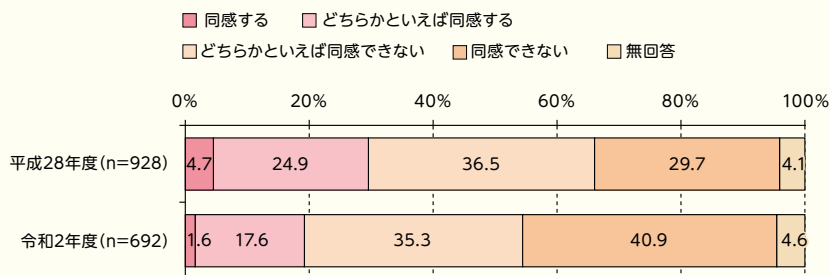
今後も学校生活全体を通して、子どもたちに確かな人権意識・男女共同参画意識が育っていくように、指導・支援していく必要があります。



赤磐市民の男女共同参画に関する意識

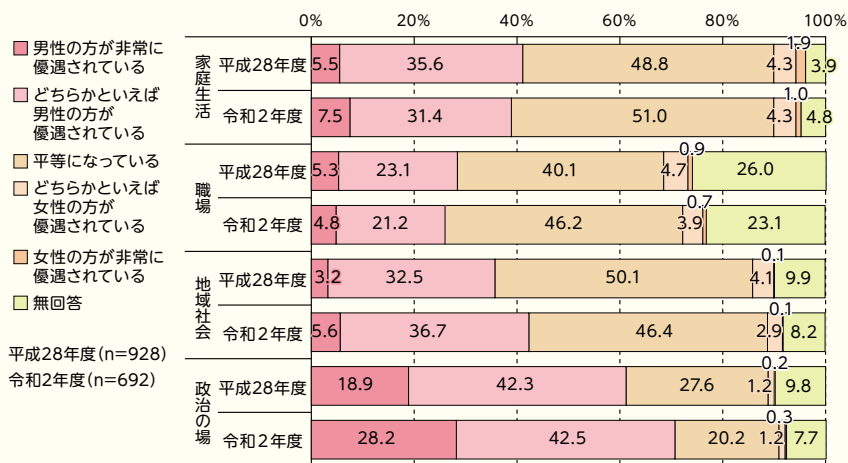
●「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」といった性別によって男女の役割を固定する考え方について、「同感する」、「どちらかといえば同感する」と答えた人の割合は19.2%で、5年前の前回調査と比較すると、10.4ポイント低下しています。



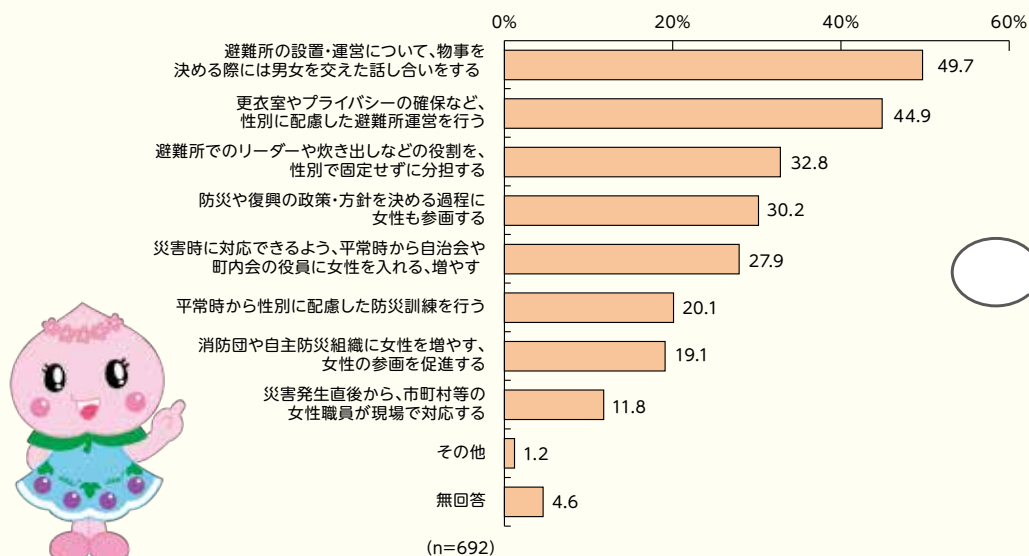
●男女の地位の平等について

家庭や職場で『男性の方が優遇されている』との回答は5年前の調査と比較して減少していますが、地域社会や政治の場については『男性の方が優遇されている』との回答が増加しており、男女の不平等感が強くなっています。



●性別の違いに気を配った防災・災害対応のために必要なこと

性別の違いに気を配った防災・災害対応に必要なこととして、避難所の運営に関する回答が多くなっています。



基本目標①

男女共同参画社会を実現する意識づくり

男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において対等な立場で参画していくことが必要です。

そのため、市民一人ひとりが自分の中にある、社会のしきたりや慣行などの固定的な性別役割分担意識に気づき、見直すことが必要であり、市民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発、教育を行います。

● 重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革

施策の方向

- (1) 男女共同参画を推進するための広報・啓発活動の充実
- (2) 学校や家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
- (3) 男女共同参画に関する情報収集・提供、調査・研究の推進

● 重点目標2 人権を尊重する意識の醸成

施策の方向

- (1) メディアにおける人権を尊重した表現の促進
- (2) 性的マイノリティへの理解の促進
- (3) 国際社会における男女共同参画の推進



● 数値目標(一部抜粋)

目標項目	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
男女共同参画セミナーの20代、30代参加者の割合	13.2%	30%
男女共同参画セミナーの男性参加者の割合	19.1%	30%
性的マイノリティという言葉を知っている」と回答した人の割合	76.5%	80%



コラム

性的マイノリティの方に対する理解を深めよう

LGBTQとは、Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Questioning(クエスチョニング、自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人等)の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称のひとつとしても使われることがあります。

また、近年では、LGBTQに代わり、SOGIという言葉で表現されることも増えてきています。SOGIとは、性的指向(sexual orientation)と性自認(gender identity)の頭文字をとった略称です。SOGIは、特定の性的指向や性自認の人のみが持つものではなく、すべての人が持つもので、性的マイノリティの問題を特定の人びとにのみ配慮が必要な課題として捉えるのではなく、すべての人の対等・平等、人権の尊重に根ざした課題として捉えるべきであるという、国際的潮流に則った大きな考え方があります。



LGBTQの象徴とされる虹色の旗「レインボーフラッグ」

基本目標②

男女が共に活躍する活力あふれる地域社会づくり《女性活躍推進計画》

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、多様な考え方を生かしていくことが大切です。

社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めるために、女性が活躍できるよう環境の整備を推進するとともに、女性自身がさらに力量を高めていく（エンパワーメント）ための支援を行います。

また、働く男女が家庭と職業生活を両立し、生涯を通じて安心して働き、生活できるよう、男女ともに育児休業の取得や長時間労働の削減、休暇の取得などによる働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みます。

● 重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策の方向

- (1)市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2)企業・地域団体等における女性の参画促進
(3)女性リーダーの人材育成支援

● 重点目標2 雇用の分野における男女共同参画の推進

施策の方向

- (1)男女の均等な機会と待遇の確保 (2)女性の就労継続の促進 (3)女性のチャレンジ支援

● 重点目標3 農林業・自営の商工業における男女共同参画の推進

施策の方向

- (1)就業環境の整備 (2)経営・事業運営への女性の参画拡大

● 重点目標4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向

- (1)仕事と生活の調和の実現に向けた啓発の推進 (2)家庭生活における男女共同参画の推進
(3)地域生活における男女共同参画の推進 (4)子育て・介護の支援体制の充実

● 数値目標(一部抜粋)

目標項目	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
各種審議会等委員への女性の登用率	31.2%	40.0%
市管理職のうち、女性職員の登用率	18.2%	25.0%
家族経営協定締結農家数	15戸	20戸

コラム

世界での女性の政治参画について

世界経済フォーラムが2021年3月、ジェンダーギャップ指数を発表し、日本の「政治」の順位は156か国中147位(前回は144位)でした。「政治」のスコアは上がっているものの、順位は下がっており、各国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中、日本が遅れを取っていることが示されています。

その要因の一つに、クォータ制があげられます。クォータ制とは、男女間格差を是正する方策で、性別等を基準に一定の人々や比率を割り当てる制度のことを指し、世界の約60%の国や地域で導入されています。また、そのほぼ半数が政党による自発的クォータ制を採用しています。

地域 (国・地域の数)	クォータ制を導入している 国・地域の合計数	
	国・地域の数	割合
アフリカ(54か国)	37	68.5%
米州(35か国)	21	60.0%
大洋州(15か国)	5	33.3%
アジア(43か国)	19	44.2%
欧州(49か国)	36	73.5%
合計(196か国)	118	60.2%

基本目標③

誰もが安心して暮らせる環境づくり

誰もが安心して暮らせる環境を形成するには、男女それぞれの性や身体的特性を十分に理解し、尊重し合うことが大切です。

そのため、男女それぞれが健康上の問題に関する性差について正しく理解するための啓発を行うとともに、高齢者や障害者、外国人等の様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、各世帯の実情に応じた、切れ目のない、きめ細かな支援を行います。

また、女性のニーズを反映した地域の防災・減災・災害復興対策の取り組みを支援します。

● 重点目標1 生涯を通じた健康づくりへの支援

施策の方向

- (1)生涯を通じた男女の健康支援
- (2)性と生殖に関する健康と権利の重要性の普及・啓発

● 重点目標2 さまざまな困難を抱える男女への支援

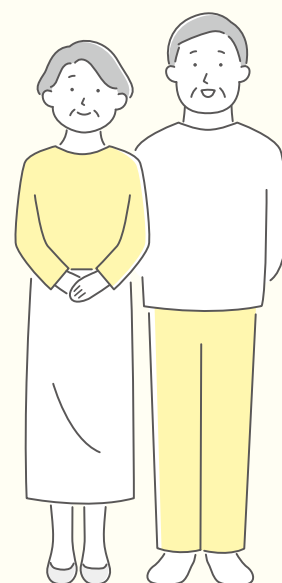
施策の方向

- (1)ひとり親家庭等への自立支援
- (2)高齢者への支援
- (3)障害者への支援

● 重点目標3 女性視点を反映した地域の防災力の向上

施策の方向

- (1)男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発
- (2)男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄



● 数値目標(一部抜粋)

目標項目	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
子宮頸がん検診受診率(市検診対象者に対する率)	10.5%	25%
地域包括支援センターにおける総合相談件数	3,054件/年	3,500件/年
防災会議の女性委員の登用率	6.7%	30%

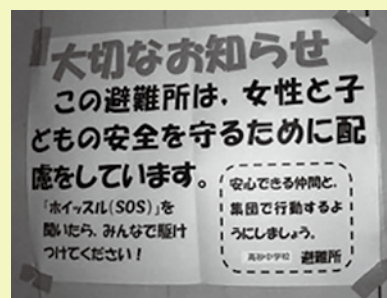
コラム

男女共同参画の視点からの災害対応

未曾有の被害をもたらした2011年の東日本大震災から10年以上が経過しました。震災直後の避難者は約47万人にのぼり、その中には避難所生活を余儀なくされた人も少なくありません。

そうした中、「女性用の物資が不足した」、「女性用の物資が届いても、男性が配布しているから、もらいに行きづらい」、「授乳や着替えをするための場所がなかった」、「女性だからということで、当然のように炊き出しの仕事を割り振られた」など、物資の備蓄・提供や避難所の運営について女性の視点が取り入れられていないことから生じる、様々な問題が顕在化しました。

赤磐市では、防災会議における女性委員の割合を高めることや地域防災計画の作成、修正時には、男女共同参画の視点を反映するよう取り組みを進めています。



東日本大震災で使用された張り紙

基本目標④

男女間のあらゆる暴力を根絶する地域社会づくり《DV防止基本計画》

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの性別による人権侵害は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、男女共同参画社会の実現を図る上で絶対に克服しなければならない重要な課題です。

予防の観点から、子どもの頃からの暴力を許さない意識づくりを徹底するとともに、あらゆる暴力の根絶のための幅広い取り組みを推進します。

● 重点目標1 暴力を防ぐ環境づくりの推進

施策の方向

(1) 暴力の発生予防の推進 (2) ストーカー、性犯罪等の防止

● 重点目標2 相談・支援体制の充実

施策の方向

(1) 相談体制の充実 (2) 支援体制の充実



● 数値目標(一部抜粋)

目標項目	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
相談事業利用人数	187人	280人
暴力行為等を受けたときに相談窓口があるのを「知っている」と回答した人の割合	64.5%	100%

● 各種相談窓口

相談内容	名称	電話番号	受付時間等
・DV被害に関する相談 ・女性が抱える様々な問題や悩みに関する相談 ＊女性の相談員が相談に応じます	岡山県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	086-235-6060	月～金 9:00～16:30
		DV夜間電話相談 086-235-6101	月～金 16:30～20:00
	岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター) (配偶者暴力相談支援センター)	086-235-3310	火～土 9:30～16:30
DV被害に関する電話相談	DV相談ナビ	#8008	最寄りの配偶者暴力相談センターの相談受付時間内
	DV相談+ (プラス)	0120-279-889	24時間対応
DV被害に関する休日電話相談	DV休日電話相談(社会福祉法人フムレ)	086-441-1899	日・祝日・年末年始 9:30～16:30
女性をめぐる様々な人権問題(DV被害、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為など)についての相談	女性の人権ホットライン (岡山地方法務局)	0570-070-810	月～金 8:30～17:15
男性相談員による男性のための電話相談	男性相談専用電話	086-221-1270	毎月第2金曜 17:00～20:00
高齢者の総合相談窓口	赤磐市地域包括支援センター	086-955-1470	平日 8:30～17:15
子育てや障害に関する相談	りんくステーション (子ども・障がい者相談支援センター)	086-955-0555	平日 8:30～17:15
生活や仕事、家計でお困りの方の支援を行う相談窓口	赤磐市くらし・仕事応援センター あすてらす	086-955-0552	平日 8:30～17:15
法律相談	岡山弁護士会	086-234-5888	平日 9:00～17:00
どんな悩みにも	よりそいホットライン	フリーダイヤル 0120-279-338	24時間対応



DV被害
緊急時は110番へ

計画の位置づけ

本計画は、以下の法律や条例に基づいて策定しています。

- ・「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- ・「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画
- ・「DV防止法」に基づく市町村基本計画
- ・「赤磐市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画



計画の期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

計画の基本理念

計画の基本理念は、赤磐市男女共同参画推進条例に規定する次の6つを継承します。

- 1.男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなど、男女の人権が尊重されること。
- 2.性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行を改めるよう努めること、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- 3.男女が社会の対等な構成員として、市の政策、事業所等における事業方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 4.家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における子育てや家事、介護及び地域活動や就労、就学などの社会生活における活動に対等に参画できるようにすること。
- 5.男女が互いの性について理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- 6.男女共同参画を推進するにあたっては、国際社会での取り組みを理解して、国際的協調の下に行うこと。



第4次赤磐市男女共同参画基本計画

概要版

発行年月：令和4（2022）年3月 発行：赤磐市 編集：赤磐市市民生活部協働推進課
〒709-0898 岡山県赤磐市下市344 （電話）086-955-1114 （FAX）086-955-1353